

個人情報保護に係る金融機関に対する行政処分の発動事例

- A 銀行（平成 22 年 5 月 27 日）
 - ① 保有する顧客情報について、顧客からの同意を得ずに第三者に提供。
 - ② 業務改善命令（銀行法）

- B 生命（平成 22 年 2 月 24 日）
 - ① 当社の業務委託先の従業員がホストコンピュータにアクセスし、顧客情報を社外に持ち出し、漏えい。
 - ② 業務改善命令（保険業法）、勧告（個人情報保護法）

- C 証券（平成 21 年 6 月 25 日）
 - ① 職員がコンパクトディスクに保存された顧客情報を売却。
 - ② 業務改善命令（金融商品取引法）、勧告（個人情報保護法）

- D 銀行（平成 18 年 4 月 25 日）
 - ① 支店課長職の者が顧客情報を不正に持ち出し、漏えい。
 - ② 業務改善命令（銀行法）、勧告（個人情報保護法）

- E 銀行（平成 17 年 5 月 20 日）
 - ① 顧客情報が記録された CD-ROM 3 枚を紛失。
 - ② 業務改善命令（銀行法）、勧告（個人情報保護法）

- F 銀行（平成 16 年 6 月 11 日）
 - ① 顧客情報を記録するバックアップ・データが、データ処理等の業務を外部委託するデータ・センターの搬送途上で紛失。
 - ② 業務改善命令（銀行法）

- G 銀行（平成 16 年 5 月 20 日）
 - ① 行員の転籍に伴う顧客情報の電子記憶媒体等によるグループ他社への持ち出し、顧客に対する与信情報等の不適切な管理。
 - ② 業務改善命令（銀行法）